

大川市議会第4回定例会会議録

平成20年9月26日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	古賀龍彦	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	福永寛
3番	平木一朗	12番	石橋正毫
4番	吉川一寿	13番	神野恒彦
5番	石橋忠敏	14番	古賀勝久
6番	今村幸稔	15番	古賀光子
7番	中村武彦	16番	川野栄美子
8番	井口嘉生	17番	山田廣登
9番	岡秀昭	18番	佐藤操

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治							
副市	長	西茂己							
教	育	長	石橋良知						
会	計	管	理	者	武	下	博	子	
(兼)会	計	課	長						
消	防	長							
(兼)警	防	課	長	柿	添	新	一		
人	事	秘	書	課	長	古	賀	良	成
総	務	課	長	酒	見	隆	司		

企 画 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
農 業 水 産 課 長	木 下 修 二
(併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
上 下 水 道 課 長	川 野 徳 秀
学 校 教 育 課 長	鐘 ケ 江 謙
監 査 事 務 局 長	古 賀 憲 二
(併) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	岡 啓 介
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	仁 田 原 敏 雄

4 . 付 議 事 件

1 . 委 員 長 報 告

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

1 . 追 加 議 案 の 上 程

議案第52号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第53号 燃料・肥料・飼料等農業生産資材高騰に対する緊急対策に関する意見

書の提出について

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

(議 案 第 52 号 、 第 53 号)

1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1 . 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 30 分 開 議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村武彦君。

総務委員長（中村武彦君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、今回の主な改正は、地方自治法の一部改正に合わせて関係条例の条文を改めるとともに、議員の「報酬」を「議員報酬」に改めるものです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第47号 平成20年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、総務費については、いわゆるふるさと納税に関して寄附をしていただいた方へのお礼等に要する経費200千円、個人市民税における公的年金の特別徴収制度の導入に伴うシステム整備等に要する経費6,801千円。

民生費については、母子家庭の母の生活安定のための資格取得を促進する母子家庭高等技能訓練促進費2,472千円を補正しようとするものであります。

また、農林水産業費については、競争力ある土地利用型農業育成事業費補助金9,500千円、災害復旧費については、平成20年6月19日から6月22日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費81,932千円を補正しようとするものであります。この災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費3,396千円、土木費2,653千円を災害復旧費へ組み替えるため、それぞれ減額することでありま

す。

今回の補正総額は94,856千円ではありますが、この財源としては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当し、予算総額を12,431,446千円とするとのことであり、

また、地方債の補正については、水路災害復旧事業及び道路災害復旧事業を追加するものということです。

委員会では、母子家庭高等技能訓練促進費についてただしたところ、母子家庭の母が就職に有利になるための資格を取得するため学校に行くとき、その通学期間の最後の3分の1に対して月額103千円を支給するものであり、3名の申し込みがあっている。具体的には、平成19年4月から2年間通学されるので、平成20年8月から8カ月間が支給対象であり、支給額の4分の3が国県の補助対象となるもので、資格取得の見込みがあれば学校は指定していない旨の答弁がなされました。

次に、災害復旧事業について、該当する道路及び農業用水路をただしたところ、道路は鐘ヶ江が1カ所28.5メートル、中木室が1カ所39.5メートル、向島が1カ所90メートル、津が1カ所12.8メートル、大野島が1カ所78.2メートルの計5カ所249メートルであり、農業用水路は木室が3カ所167メートル、川口が1カ所40メートル、大野島が1カ所50メートル、計5カ所257メートルである旨の答弁がなされました。

また、公共土木施設災害復旧費のうち、工事請負費の42,255千円の内容についてただしたところ、柳川土木事務所管内で統一した工法として、環境型ブロック積みを行うものである旨の答弁がなされました。

次に、農林水産業費県補助金についてただしたところ、認定農業者及び集落営農者が農機具を購入する際の経費に助成される旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は久留米広域市町村圏事務組合において、本市を除く構成市町の消防に関する事務のうち、消防団及び消防水利以外の事務を共同処理するため規約を変更するものであり、久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部を統合し、その消防事務

を久留米広域市町村圏事務組合で行うものであり、各市町の議員数は均等割で1名、残りを人口割で配分をしているとのことでもあります。

委員会では、規約変更の背景についてただしたところ、平成16年8月に久留米広域消防検討委員会が立ち上がり、統合に向けての協議が進められたが、現時点では大川市にとって今以上の消防サービスが市民に還元されないとの判断により一括統合を見送った結果、2段階方式がとられることとなり、今回、その第1段階の統合が行われるものである。広域化の第2段階としては、大川市は平成24年度ごろの統合に向けた検討を進める旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成20年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理に関する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第48号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外1件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、古賀光子君。

文教厚生委員長（古賀光子君）（登壇）

おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第48号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第48号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、不足が生じた後期高齢者支援金9,202千円及び後期高齢者関係事務費拠出金2千円、並びに平成19年度療養給付費等交付金の精算に伴う返還金44,556千円を補正しようとするもので、この財源としては財政調整基金繰入金等をもって充当し、予算総額を4,826,067千円とするとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金23,366千円、並びに平成19年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金5,694千円を補正しようとするもので、この財源としては、前年度繰越金等をもって充当し、介護保険事業勘定の予算総額を

2,751,060千円とするとのことであります。

委員会では、介護施設に入所したいが、長期間の待機状態でなかなか入所できない市民がいるという話を聞くが、市として状況を把握しているのかただしたところ、以前は措置制度であったので、市として把握することができた。しかし、現在は各施設に直接申し込むようになっているため明確な数字を把握することができないが、かなりの待機者があると聞いている旨の答弁がなされました。

委員からは、入所が必要な市民が何年も入所できない状態については、行政としても現状を把握するための調査を行うとともに、その正確な情報を待機者にも提供することにより、不公平感を持たれないように努めてもらいたい旨の要望がなされたのに対して、市内の入所施設については、早速、状況を調査し、委員会にも報告したい旨の答弁がなされました。

次に、返還金が生じた理由をただしたところ、平成19年度の保険給付費が当初の見込みを下回ったことに伴うもので、負担割合に沿って返還金が必要となった。また、余剰分については、介護給付費準備基金積立金として積み立てて、3年ごとの保険料の改定時には、次期の保険料の負担軽減に利用することもできる旨の答弁がなされました。

委員からは、市民にとって保険料負担が大きくなることは望まないことであり、介護予防事業や健康増進事業にもっと取り組み、保険料の抑制にも努めていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方はこの際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第48号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第40号 大川市都市計画審議会条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されておりました議案第40号 大川市都市計画審議会条例の制定について並びに請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、報告申し上げます。

まず、議案第40号 大川市都市計画審議会条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、現行の大川市都市計画審議会が地方自治法に基づく附属機関として設置されているものを、今回、都市計画法に基づく都市計画審議会に移行するため大川市都市計画審議会条例を制定するものであり、あわせて大川市附属機関の設置に関する条例の一部改正を行うものであります。

委員会では、第2条 所掌事務の第3号に「本市が定める特別工業地区条例の規定に基づく許可に関すること。」とあるが、その内容についてただしたところ、特別工業地区内の建築の制限について条例で定めているところであるが、条例中にただし書き条項があり、市長が許可をする場合には大川市都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されているので、ここで明文化しているものである旨の答弁がなされたところであります。

次に、第3条 組織の第1号に「学識経験のある者 6人以内」とあり、説明によると、大学教授等を2名考えているようだが、どういった関係の方を予定しているのかただしたところ、都市工学専門の方と経済専門の方ということで考えている旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 燃料・肥料・飼料等生産資材高騰に対する緊急対策を求める請願について、御報告申し上げます。

本請願は、食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や発展途上国の経済発展に伴う世界的な穀物需給の構造的な逼迫、加えて投機資金の流入により、燃料・肥料・飼料等の生産資材価格は史上最高価格を更新している反面、農畜産物の小売価格は景気減退による消費低迷及び輸入量の増加により年々下落し、赤字経営の農家が続出する異常事態となっている。このような状況を踏まえ、地域農業が安心して行えるような農業生産資材高騰対策の充実・強化や、生産コストに着目した経営安定対策の確立、農業用軽油免税制度の継続などを実施されるよう要望する意見書を関係行政庁に提出賜りたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとし、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第40号 大川市都市計画審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 燃料・肥料・飼料等生産資材高騰に対する緊急対策を求める請願を採決いたします。

本請願を産業建設委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は産業建設委員長報告のとおり採択されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第41号 平成19年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について外5件を一括議題といたします。

これから、決算特別委員会における審査の経過並びに結果について決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、中村武彦君。

決算特別委員長（中村武彦君）（登壇）

私は、決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第41号 平成19年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、今回、本委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成され、井口議長も議長の立場で参加され、福永監査委員も傍聴されており、審査の詳しい内容については皆さん御存じのとおりでありますので、これを省略し、審査結果を中心に御報告させていただきます。

まず、議案第41号 平成19年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成19年度の決算額は、歳入総額13,000,791,207円に対し、歳出総額12,922,153,210円でありまして、差し引き額は78,637,997円となっており、実質収支も同額となっております。

審査の過程では、各款にわたり、多くの質疑、意見等が交わされたところであります。

特に、総括質疑において、市が基幹産業を初めとする各種団体に交付している主要な補助金について、もう少し具体的な成果や評価がわかるような資料を提出していただくとともに、まちづくりや地域活性化の施策の中で、有効な補助金の使い方をされたい旨の要望がなされたのに対し、市長からは、補助金は数が多く中身は多彩であるとともに、予算に占める割合は無視できない状況であり、その使い方はチェックを要する。受ける側には、ある種の既得

権的なとらえ方があり、行政側にとって削減することはかなり勇気を要する作業であるが、内容を吟味し、議会の同意を得て削減すべきは削減し、ふやすべきはふやすことにより、予算、あるいは税金の有効な使い方を、よりしんしゃくしていかなければならない時代である。具体的には、これから各部門で補助金の額と費用対効果を精査して、それぞれの事業を評価しながら、使われ方について切り込んでいきたい旨の答弁がなされました。

また、本市では、イメージアップの取り組みが予算額などを見ても低いのではないが、「インテリアのまち」として知られているが、もっと大川のイメージアップに力を入れる必要があり、「インテリアのまち大川」の底力を生かす、総合力のイメージアップ事業の取り組みができないか検討いただきたい旨の要望がなされたのに対し、イメージアップは大変重要なテーマと認識しており、現在3年越しで作業を進めているが、できたものを効果的な宣伝手段とするためには一定の予算措置が必要であるため、21年度予算審査の際には、議会に対して納得いただけるような、意味のある投資内容であることを説明しながら、審査をお願いしたいと考えている旨の答弁がなされました。

さらに、歳入に関して、不納欠損をもっと減らす努力をぜひしていただきたい旨の要望がなされたのに対し、不納欠損については、ある意味では一番重要なことである。納税に対して状況をきちんと踏まえた上で厳正な対応を行わないと、まじめに納税している人が不公平さを感じ、不満を抱くようになるので、税徴収のプロジェクトチームである収納推進室を中心に、今後とも納税を促す努力を傾けていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号 平成19年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成19年度決算額は、歳入総額4,964,325,724円に対し、歳出総額4,958,003,900円でありまして、差引残額6,321,824円となっております。

委員会では、高額療養費の基準や支給状況、出産育児一時金の支給の推移などについて、詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号 平成19年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成19年度の決算額は、歳入総額4,457,139,288円に対し、歳出総額4,530,537,127円で、差し引き残額73,397,839円のマイナスとなっており、同額を20年度予算より繰り上げ充用がなされております。

委員会では、被保険者がこうむった交通事故などに係る第三者納付金に関して、件数や金額など、詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号 平成19年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成19年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額2,664,815,895円に対し、歳出総額2,641,126,264円で、差し引き残額23,689,631円となっております。

委員会では、介護予防事業費の現状と展望をたざしたところ、地域のボランティアの協力を得て取り組んでいる地域デイサービス事業のほか、地域の老人クラブの集まりの際に保健センターから出向き、気軽に参加していただける保健学級事業をこれまで以上に推進し、介護予防に一層取り組みたい旨の答弁がなされたほか、居宅介護住宅改修費、介護予防サービス計画給付費などについて、詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号 平成19年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成19年度の決算額は、歳入総額467,356,206円に対し、歳出総額460,668,756円となっており、差し引き残額は6,687,450円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額6,661,750円を差し引いた実質収支額は25,700円となっております。

なお、歳入の主なものは、1款2項・負担金28,640,400円、2款1項・使用料25,664,797円、3款・国庫支出金109,356,437円、5款・一般会計からの繰入金193,469,227円、8款・市債65,300千円であり、歳出の主なものは、下水道築造工事など2款1項1目15節・工事請負費154,573,600円、4款・公債費143,010,783円であります。

委員会では、供用開始区域のつなぎ込みの状況や、歳入における負担金の納入状況などについて詳細な説明を求め、審査を行ったほか、特に、今後は戸建ての世帯のつなぎ込みの促

進に一層努め、使用料等の増収を図るよう要望がなされ、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号 平成19年度大川市上水道事業決算認定について、御報告申し上げます。

平成19年度の上水道事業の経営成績につきましては、損益計算書のとおり、総収益777,397,232円に対して、福岡県南広域水道企業団に対する受水費などの総費用が728,504,398円となっており、その結果、48,892,834円の利益を生じているところであります。

次に、資本的収支につきましては、有明海沿岸道路に関連した配水管移設工事、出水不良地域における配水管布設替工事等の建設改良事業費、企業債元金償還金など支出総額213,071,992円に対して、加入者負担金などの収入総額は14,092,050円となっており、収支は198,979,942円の不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんされております。

委員会では、市内における未給水戸数や普及率の状況、また、国際医療福祉大学ができ、学生用住宅がふえたことなどに伴う加入者負担金の状況、並びに水道管の布設工事の状況等について詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で、私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第41号 平成19年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第42号 平成19年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第43号 平成19年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第44号 平成19年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号 平成19年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 平成19年度大川市上水道事業決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中、議会運営委員会が開催されますので、関係者の皆さんは議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。再開時刻につきましては後ほどお知らせいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日、本市市議会議員中村武彦君外3名から議案第52号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、また、本市市議会議員佐藤操君外5名から議案第53号 燃料・肥料・飼料等農業生産資材高騰に対する緊急対策に関する意見書の提出についての2件の議案の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第52号外1件を一括議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（岡 啓介君）

朗読いたします。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第52号

大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

標記の規則案を別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者 大川市議会議員
中村武彦

古 賀 光 子
佐 藤 操
中 村 博 満

大川市議会会議規則の一部を改正する規則

大川市議会会議規則（昭和42年大川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第158条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

続きまして、

議案第53号

燃料・肥料・飼料等農業生産資材高騰に対する緊急対策に関する
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

提出者 大川市議会議員
佐 藤 操
山 田 廣 登
石 橋 正 毫
福 永 寛
今 村 幸 稔
石 橋 忠 敏

燃料・肥料・飼料等農業生産資材高騰に対する緊急対策に関する
意見書

現在の農業を取り巻く環境は、食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や発展途上国の経済発展にともなう世界的な穀物需給の構造的な逼迫、加えて投機資金の流入により、

燃料・肥料・飼料等の生産資材価格は史上最高価格を更新しています。その反面、農畜産物の小売価格はここ数年平行線をたどり、農家収益を圧迫するどころか、赤字経営の農家が続出しています。

こうした状況は、農家の自助努力だけでは補いきれず、このままでは、農家廃業の連鎖が始まり、地域農業の崩壊が地域社会の崩壊へとなり、わが国全体に深刻な影響を及ぼしかねません。

また、世界の食料価格が高騰する中、消費者の生活安定と生産者の経営安定の両立のためには、農産物価格と農業所得の格差を埋める対策を充実することが何にもまして重要であり、その上で、初めてわが国の食料自給率の向上や安全・安心な農畜産物の安定供給が可能となります。

こうした状況をふまえ、国会及び政府におかれましては、下記事項について検討され、地域農業が安心して行えるような農業生産資材高騰対策を実施いただくよう強く要望するものであります。

記

- 1．生産コストに着目した経営安定対策を確立すること
- 2．低コスト生産に向けた支援対策を充実・強化すること
- 3．農業用軽油免税制度を継続すること
- 4．水田経営所得安定対策の交付金（麦・大豆の固定払い・成績払い）単価を引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月 日

大 川 市 議 会

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

農林水産大臣 石破茂 殿

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、提案理由の説明についてであります。この際お諮りいたします。ただいま議題としております案件のうち議案第52号は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、項ずれを整理するものであり、また、議案第53号は、さきの請願採択に伴うものでその内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております議案第52号外1件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから、ただいま議題としております議案第52号外1件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第52号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 燃料・肥料・飼料等農業生産資材高騰に対する緊急対策に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

16番川野栄美子君、17番山田廣登君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。植木市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は17件でありましたが、議員各位には、慎重に御審議の上、全議案とも御議決をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様から審議の過程において賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

これからも執行部一丸となって大川市の発展のために努力してまいりますので、議員の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて、平成20年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員